10 [illegible]保護法[illegible]について

〔昭和二十[illegible]年[illegible]月十九日 [illegible]第[illegible]号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知〕

記

第一 優生手術について

一 一般的事項

1 法第二条の[illegible]不能にする手[illegible]の術式[illegible]は、[illegible]各号に掲げる[illegible]限られるもの[illegible]て、[illegible]れ以外の方法、例えば、放射[illegible]射によるもの等は、[illegible]されないこと。

2 法第二十八条[illegible]、[illegible]患者が経済的理由とか、単なる産児[illegible][illegible]よつて容ぼうが衰えることを防ぐため等[illegible]利用することを防ぐため、この法律で認[illegible]由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを[illegible]したものであること。従つて、この法律の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務行為として行う場合以外に[illegible]を行えば法第二十八条違反として法第三十四条の罰則が[illegible]るものであること。

二 医師の認定[illegible]手術

1 未成年者、[illegible]又は精神[illegible]に対しては、医師の認定による優生手術を行うことはできないこと。これ等の者に対する優生手術は、法第十[illegible]又は第十[illegible]第二項の規定に該当する場合のみ行うことが[illegible]きるものであること。

2 法[illegible]条第[illegible]項[illegible]は、本人又は配偶者のいずれか[illegible]、本人[illegible]ついても又その配偶[illegible]できることを定めたもの[illegible]これは、配偶者の[illegible]術を受けることができるという[illegible]、[illegible]か[illegible]に適用されるものであること。但し、この[illegible]においても、法第[illegible]第一項但書の適用は排除されないから、[illegible]生手術を受ける[illegible]者が未成年者、[illegible]者又は精神[illegible]である場合は、医師の認定による優生手術を行うことができない[illegible]当然であること。

3 法第三条第一項第[illegible]号[illegible]内の血族関係にある者[illegible]は、[illegible]人[illegible]ないこと。

4 法第三条第一項第四号の「母体の生命に危[illegible]のあるもの」とは、当該具体的状況において[illegible]経験からみて死亡の結果が予想される場合をいうものであること。

5 法第三条第三項の「配偶者が知[illegible]いとき」とは、民法上不在者として取り扱われる等配偶[illegible]知れないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上所在不明の場合も含むものであること。

6 [illegible]三条第三項の「その意思を表示することができないとき」とは、[illegible]の[illegible]能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、精神病、精神薄弱又は外[illegible]

等のため事実上その[illegible]を表示することができない場合も含むものであること。しかしながら遠隔地へ出稼しているときのように配偶者の所在が判明しており、何らかの方法でその意思を表示することが可能である場合は、これに当らないものであること。

三　審査を要件とする優生手術

1　法第四条の「公益上必要であると認めるとき」とは、優生上の見地から不良な子孫の出生するおそれがあると認められるとき、すなわち、法の別表に掲げる疾病にかかつていることが確認され、且つ、産児の可能性があると認められるときをいうものであつて、単に狂暴又は[illegible]によつて公共に危険を及ぼすだけでは、これに当らないこと。

2　法第六条第一項の再審査を申請できる期間（二週間）は、いわゆる不変期間であるから、この期間を経過すれば、法第五条第一項の決定は確定し、その理由のいかんをとわず再審査の申請をすることはできなくなること。

3　法第九条の訴の提起は、東京地方裁判所に対して行うべきものであること。

4　審査を要件とする優生手術は、本人の意見に反してもこれを行うことができるものであること。但し、この場合に手術を施行することができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければならない者が、[illegible]の実施に関して不服[illegible]にもかかわらず、法第六条の規定による再審査の申請又は第九条[illegible]による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審査会の決定が確定した場合か、[illegible]手術を行うことが[illegible]である旨の判決が確定した場合でなければならないこと。[illegible]場合に許される強制の方法は、手[illegible]当つて必要[illegible]のものでなければならないので、な[illegible]く有形力の[illegible]つしまなければならないが、それ[illegible]的な場合に応じては、真にやむを得ない限度において[illegible]の拘束、麻酔薬施用又は欺罔同等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えないこと。

第二　人工妊娠中絶について

一　一般的事項

法第二条第二項の「胎児が母体外において生命を保続することのできない時期」と[illegible]八月未満をいうものであること。従つて、妊娠八月以上[illegible]人工早産を行いうるような時期に在つたものについて[illegible]による人工妊娠中絶は行うことができないこと。

二　指定医師

優生保護法指定医師でない者は、[illegible]による人工妊娠中絶は行うことができないこと。但し、[illegible]の生命が危険に瀕する場合、例えば妊娠中の者が[illegible]したり、又は子宮の発作が起つて種々の[illegible]胎児を母体外に出す必要がある場合に、[illegible]行為をし[illegible]人工妊娠中絶を行[illegible]

[illegible]の差し支えないこと。

三 人工[illegible]娠中絶の対象

1 法第十四条第一項第一号から第[illegible]号[illegible]の[illegible]本人(妻)又は配偶者(夫)のいずれか一方に[illegible]本人(妻)に人工妊娠中[illegible] [illegible]であること。

2 法第十四条第一項第四号の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」とは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者の[illegible]の生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の[illegible]著しく害されるおそれのある場合をいうものであること。[illegible]いる者(生活扶助を受けている[illegible])[illegible]を受けている場合[illegible]生活保護法の適用を受けてい[illegible]が著しく困窮し、生活[illegible]は、通常これに当るものである[illegible]。

3 法第十四条第一項第五号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為によるものだけをいうものではないこと。但し、この場合[illegible]いわゆる強姦によって[illegible]人工妊[illegible]を行うことが[illegible]

なお、本号と[illegible]を同じくするもの[illegible]

第十四条[illegible]優生保護法[illegible]について

いて強姦罪の成立することを必要とするものではないから、[illegible]任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用されることがあること。

4 法第十四条[illegible]の「配偶者が知れないとき」及び「その意思を表示することができないとき」とは、前記第一・二5及び6と同様に解されたいこと。

第[illegible] 優生保護審査会について

一 委員

1 都道府県優生保護審査会(以下審査会という。)の委員の人選については、おおむね左の基準によつて行われたいこと。

委員 [illegible]部(局)長、地方[illegible]、[illegible]大学[illegible](精神科又は内科)[illegible]長(精神科又は内[illegible])、都道府県医師会[illegible]、民間有識者、民生[illegible]

幹事 [illegible]長、[illegible]主任たる技術吏員又は技術吏員

書記 [illegible]法主管課の[illegible]又は技術吏員

2 審査会[illegible]の中から、他の一人は[illegible]任命する[illegible]たいこと。

二 [illegible]

1 [illegible]の調査は、施行令第三条[illegible]の規定に従い[illegible]に行われたいこと。[illegible]審査は[illegible]

員が標準…ものであって、…の持ち廻りによって行…されたいこと。

2 …とするが、…を期すべきであ…を啓蒙するため事業の内容が形式的にならないよう…されたいこと。

…いて

一 設置

1 法第二十…条第二項の規定は、保健所以外の場所に優生保護相談所（以下相談所という。）を設けることを禁止するものではないこと。

2 …定する相談所の基準は、国、都道府県及び保…以外の者が設置する相談所の…を示すもの…県及び…所を設置する市がこれを設置…もなるべくこの基準に…するよう考慮されたいこと。

二 他法との関係

1 相談所は、そこにおいて…が健康診断、採血等の…行うものであるから、診療所として医療法の適用を受ける…であること。従って、相談所を…した場合には、…条又は第八条の規定による…の許可を受け…する医療法の診療所に関する…用を受けるものであること。但し、病院又は…等の開設者がその…設の…を…して相…所をその病院又は診療所内に設置する場合は、その相…又は診療所の一部と考えられるから、特に別個に診療所として医療法の適用を受けるものではないこと。この場合には、医療法施行規則第一条…項及び第四条…の…ることはいうまでもないこと。

2 相談所において…その他の…の受胎…を行…第二十九条の規定により…の…ればならないこと。

〔続く〕

衛発第六〇〇号

昭和二十七年七月二日

厚生省公衆衛生局長

都道府県知事殿

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

優生保護法の一部を改正する法律及びこれに伴う政令規則の改正については別に厚生事務次官名で通知されているところであるが、細部については左の事項に留意されるよう通知する。

記

第一　優生手術に関する事項

規則第三條第二項において、実施通知書を指定通知書に改めたのは、法第五條第二項は単に優生手術を行うべき医師の指定及びその通知を規定しているにすぎないので、これにあわせたものであること。この指定通知を受けた者は、法第十條の規定

により、優生手術を行い又はこれを受ける義務が当然発生するものであること。

第三　受胎調節に関する事項

一　受胎調節実地指導者の指定

1　規則第九條により添付すべき認定講習を終了したことを証する書面は、規則第十九條の書面に限られるものではなく、これに代るべき認定講習実施者の発行する書面であってもさしつかえないこと。

2　規則第九條の申請があった場合において、当該申請者が指定の要件を備えていると認められるときは、必ず指定をすべきものであり、指定するか否かについて裁量する余地はないものであること。

3　規則第十條第二項の標識の交付は、とくにこれを希望する者についてのみ行うのであること。なお、この場合の交付申請の手続は都道府県規則で定められたいこと。

4　規則第十一條の指定を受けた者の名簿は、別記様式により作られたいこと。

5　規則第十三條第三項により名簿記載事項の変更の送付を受けた都道府県知事は、これによりその者の名簿を作成されたいこと。

6　指定の取消は、規則第十五條により申請又は届出があった場合にだけ、これを行うことができるものであって、職権でこれを行うことは許されないこと。但し、指定を受けた者が保健婦、助産婦、看護婦法の規定により保健婦、助産婦又は看護婦の免許を取消されたときは、当然その効力を失うものであること。

二　認定講習

1　認定講習における受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下となっているが、実習以外の科目については、適宜数学級をあわせて講習を行ってもさしつかえないこと。

2　規則第二十條による認定の取消の効力は過去に遡らないものであるから、取消前にその講習を終了している者については、申請があれば指定をしなければならないこと。但し講習終了前にその講習が取消されたときは、その者は認定講習を終了した者とはみなされないこと。

3　講習終了後、講習実施期間、科目別実施時間数、終了者の住所、氏名等を届け出るよう都道府県規則で定められたいこと。

第三　その他

法第二十五条の報告書の作成については別に通知するところによられたいこと。

別記様式

受胎調節実地指導員名簿

本籍						
住所						
氏名 年月日生						
指定年月日	標識交付年月日					
指定証番号	認定講習の名称					
助産婦・保健婦又は看護婦の別	認定講習終了の年月日					
指定取消年月日						
摘要						

記載上の注意

摘要の欄には本籍、住所及び氏名の変更、指定証及び標識の再交付の年月日並びに指定取消の事由等を記入すること。

厚生省発衛第一三二号

昭和二十七年七月二十三日

各都道府県知事殿

厚生事務次官

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百七十九号）、優生保護法施行令の一部を改正する政令（昭和二十七年政令第百七十九号）及び優生保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三二号）の施行については、特に左の事項に留意の上、その運用の万全を期せられるよう通知する。

記

第一　一般的事項

一　優生保護法の一部を改正する法律は、優生保護法（以下「法」という。）の趣旨を徹底するために、優生手術ができる範囲を拡大し、人工妊娠中絶の手続を簡易にし、受胎調節の実地指導の規定を新設した外、優生保護相談所及び優生保護審査会に

関する規定の整備等を行つたものであること。

二　優生保護法施行令の一部を改正する政令は、法の一部改正に伴い、地区優生保護審査会に関する規定を削り、優生手術に関して国庫が負担すべき費用の範囲を拡大し、優生保護相談所の設置及び運営に要する費用の国庫補助に関する規定を加えたものであること。

三　優生保護法施行規則の改正は、法の一部改正に伴い、受胎調節の実地指導及び認定講習に関する規定等を新設し、優生保護相談所の申請手続その他に関する規定に所要の改正を加えたものであること。

第二　優生手術に関する事項

一　法第三條第一項第一号の改正は、従来、配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病又は遺伝性精神薄弱にかかつている場合には、法第三条第一項第二号によつて優生手術を行うことができるにも拘らず、配偶者が同様の疾病にかかつている場合には、これができないという不合理な点があつたので、これを是正すると共に、母性保護を徹底するために配偶者が遺伝性でない精神病又は精神薄弱にかかつている場合にも優生手術を行うことができるようにしたものであること。

二　法第三條第二項の改正は、配偶者（妻）が法第三條第一項第四号又は第五号に該当する場合に、その夫に優生手術を行うことができることとして、母性保護の徹底をはかつたものであること。

三　法第十二條及び第十三條の改正は、従来、遺伝性でない精神病又は精神薄弱にかかつている者については、任意、審査のいずれによつても優生手術を行うことができなかつたため、これらの者の保護が十分でないうらみがあつたので、審査を要件として優生手術を行うことができることとしたものであること。

なお、都道府県優生保護審査会の審査を要件としたのは、これらのもの多くは意思能力に欠けるところがあるため、保護義務者の同意だけでは、不当に優生手術が行われるおそれがあることも考えられるので、かかるへい害を防止しようという趣旨によるものであること。

四　法第三條及び法第四條の見出を改め、法第三條第一項中「任意に」の字句を削除したのは、いずれも本文の内容を的確に表現するためであつて、これにより優生手術の性格が変更されたものではないこと。

五　政令第五條第一項中「旅費」を「鉄道賃、船賃、車賃に改めたのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の用語に合せたものであること。

六　規則において、任意の優生手術及び人工妊娠中絶に関する同意書の徴収及び保存に関する規定を廃止したのは、手続を簡素化するために同意書の形式及びその保存期間を限定せず、医師が適宜、これを行うようにしたものであること。

第三　人工妊娠中絶に関する事項

法第十四條の改正は、従来、手続がはんさに過ぎるため当然優生保護法による人工妊娠中絶を行うことができる者でも、これを回避して違法な人工妊娠中絶を行うおそれがあり、しかも、この様な場合は拙劣な技術により母体の健康を害することも少くないと認められるので、これらの者も適法且つ安全に人工妊娠中絶を行うことができるように、その手続を簡素適正化したものであること。

一　人工妊娠中絶を行うことができる者の範囲は、本人又は配偶者が遺伝性でない精神病質（にかかつている場合）が追加されたほかは、従前通りであること。

二　この改正により、経済的理由及び強姦等による場合の事実の認定も一切指定医師に任されたので、その認定に当つては、適切に行うよう十分指導されたいこと。なお、認定に当つて疑わしいときは、関係者から証明書又はこれに代るべき事実を証する書面等を徴収することはさしつかえないこと。

三　法第十四条第一項第四號には、妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるものをも含むものであること。

第四　受胎調節に関する事項

法第十五條の改正は、受胎調節の普及策に便乗して、十分な知識及び技能を有しない者が、受胎調節の実地指導を行うおそれがあるので、これを防止するために特定の受胎調節の指導を一般的に禁止し、医師及び都道府県知事の指定を受けた者だけに一

れを許して、受胎調節の適正且つ効果的な普及をはかつたものであること。

一　法第十五條の受胎調節の実地指導とは、直接女子の身体に対して行うものをいい、模型によりヌは口頭で行うもの等はこれに含まれないこと。

二　規則第十條、第十二條及び第十四條に規定する指定証及び標識の交付　更訂及び再交付に関する手数料は、地方公共団体手数料令（昭和二十二年政令第三百二十七号）及び同規則（昭和二十三年政令第五号）によられたいこと。

第五　優生保護相談所に関する事項

一　優生結婚相談所の名称を優生保護相談所と改めたのは、これを事業の内容に適合させたものであつて、相談所の性質を変更したものではないこと。

二　法第二十三條の「優生保護相談所に類似する文字」とは、たとえば、優生結婚相談所、優性保護相談所等の如く優生保護相談所にまぎらわしい名称を用いることをいうものであること。

第六　その他

一　法第十八條第五項の改正は、都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び旅費に関する根拠を規定したものであり、各都道府県は、これに基き、報酬及び旅費の額及びその支給方法等を都道府県條令で定められたいこと。

二　法第二十五條の改正は、法第三十八條の特例を除き、優生保護法により優生手術及び人工妊娠中絶を実施したすべての場合について届出義務を課するとともに、その届出方法を簡素化したものであること。

なお、法第三十八條の人工妊娠中絶の届出の特例が適用されるのは、指定医師が自ら死産の届出に関する現程によつて届出をした場合に限られること。もにび、同規程により医師以外の届出義務者が届出をした場合でも、その医師は、これとは別に、法第二十五條による届出をしなければならないこと。

三　法第二十七條の秘密保持の規定の改正により、公務員以外で優生手術及び人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者についても、この義務が課せられたのであるが、この中には、これらの手術を実施した医師及びこれを補助した看護婦等も含まれるものであること。

衛発第六六五号
昭和二十七年七月二十五日

厚生省公衆衛生局長
厚生省大臣官房統計調査部長

各都道府県知事殿

優生保護法第二十五條の届出及び統計の実施について
標記の件については、左記要領によって行われたく通知する。

記

一 優生手術

ノ　保健所長は、優生保護法施行規則（以下「規則」という。）第二十七條第一項による各月分の「優生手術実施報告書」につき規則別記様式第十四号(一)による「優生手術月報」及び様式第十五号(一)による「優生手術年報」を作成し、月報は、翌月二十日までに、年報は、一月二十日までに、都道府県知事に提出すること。この場合において、市が設置する保健所にあっては、その市長を経由して行うものとすること。

2　都道府県知事は、前号により提出された各月分の月報及び年報につき、による月報及び年報を作成し、月報は翌月末日までに、年報は一月末日まで厚生大臣（統計調査部長宛）に提出するものとすること。

3　前二号の月報及び年報の作成及び提出に関する事務は衛生統計の主管係において行われたいこと。

二　人工妊娠中絶

ノ　人工妊娠中絶に関する届出については、この届出の規定が人口動態の把握に資するためにおかれた事情に鑑み、特に届出の完全な履行をはかるため、日本母性保護医協会都道府県支部に、医師の届出をとりまとめさせるよう便宜の処置を考慮したいので、次の要領により取扱うこととされたいこと。但し、支部が設置されていない場合又は支部の職員が極りて少数である場合その他この要領によりがたい事情があるときはこの限りでないこと。

イ　支部は、各医師ごとの「人工妊娠中絶実施報告書」に受付番号を記し、且つ、それぞれ「人工妊娠中絶実施報告書」の欄外に、右の受付番号を記した上、報告票を届出医師の住所地の保健所ごとにとりまとめ、送付書（届出医師の氏名及び報告票総枚数を記載）を添え翌月十日までに、その保健所長に提出するものとすること。

ロ　報告書は、便宜上、支部に保管させるものとすること。但し、都道府県知事は、必要があるときは、当該これについて調査することができるものであること。

2「人工妊娠中絶月報」は規則別記様式第十四号(三)により、「人工妊娠中絶実施報告書」は、同様式第十五号(三)によるものとし、その作成及び提出その他に関する事務の処理については、優生手術の場合に準ずるものとすること。

社 乙 発 第 三 八 号
一 昭 和 三 十 八 年 三 月 二 十 四 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 省 公 衆 衛 生 局 長
厚 生 省 社 会 局 長

生 活 保 護 法 と 傷 生 保 護 法 と の 関 係 に つ い て

今 年 五 月 傷 生 保 護 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 昭 和 三 十 八 年 法 律 第 百 四 十 一 号 ） 等 の 施 行 に 伴 い 、 生 活 保 護 法 と 傷 生 保 護 法 と の 関 係 に つ い て 、 今 後 左 記 に よ る こ と と し た の で 、 こ れ が 関 係 調 整 に 遺 憾 の な い よ う 留 意 し 、 来 る 取 扱 い に 万 遺 憾 な き を 期 さ れ た い 。

たい。

なお、本件について照会せられた向もあるが、本通知をもって回答にかえるからご了承のため申し添える。

記

一、経済的理由により母体の健康を著しく害する虞があるものについて人工妊娠中絶を行う場合の認定手続について。

(一) 従来優生保護法により指定医師が、地区優生保護審査会に人工妊娠中絶の申請を行う場合には、他の医師及び民生委員の意見書を添えなければならないことになっていたが、今回の改正によりこれらの認定手続が一切不要とせられたこと。

(二) この改正により、経済的理由による場合の事実の認定も指定医師に任されたが、認定に当って疑わしいときは、関係者から証明書又はこれに代るべき書類を証する書面等を徴することは差し支えないとされているので、福祉事務所及び民生委員は指定医師から右の証明書等を求められた場合にあっては、これに協力することを要するものであること。

二、人工妊娠中絶手術の費用について。

(一) 経済的理由により母体の健康を著しく害する虞のあるものとして医師の認定による人工妊娠中絶の手術を受ける者が、困窮のため手術の費用の全部又は一部を負担することができない場合には生活保護法の適用を受けるものであるから、右の者については医療扶助の申請を行わせること。

この場合において、医療扶助の要否及び程度の決定その他の手続等については、昭和二十四年四月一日社乙発第九二号「生活保護法による医療扶助の取扱い等に関する件」通知によること。但し、この場合には、本人に交付する医療券に、優生保護法第十四條の規定による人工妊娠中絶の手術を行う旨　の記載をなすこと。

(二) 右の場合の医師は、生活保護法による指定医療機関たる病院若しくは診療所に所属する医師又は指定医療機関として指定された医師たると同時に優生保護法による指定医師たることを要するものであること。

(三) 経済的理由により人工妊娠中絶手術を受けることができる者の範囲と、右手術に

ついて生活保護法による医療扶助が適用される者の範囲とは、必ずしも一致するものではないから、人工妊娠中絶手術を受けることができる者の全部に直ちに医療扶助を適用するようなことのないよう留意すること。

三、生活困窮者が経済的理由以外の事由により優生保護法第四條の医師の認定による人工妊娠中絶を受けようとする場合、第三條の医師の認定による優生手術を受けようとする場合及び第十三条の優生手術を受けようとする場合の費用については前項に準じて取り扱うこと。

四、優生保護法施行令第五条の改正により、優生保護法第十一条に規定する優生手術に関する費用について、新たに注射料及び処置料が追加せられたので、審査を要件とする優生手術を受ける場合の費用は、一切優生保護法において負担され、生活保護法の医療扶助が適用される余地がなくなったものであること。

五、優生保護法第五条による医師又は都道府県知事の指定を受けた者が、受胎調節の実地指導を行った場合の指導料を生活保護法により支弁することは、現段階においては認め難いものであること。

昭和二十四年八月十七日衛発第八五二号各都道府県知事宛厚生省公衆衛生局長、社会局長連名通知「優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件」及び昭和二十五年七月十三日衛発第七六号各都道府県担当部(局)長宛厚生省公衆衛生局庶務課長、社会局庶務課長連名通知「優生保護法第十三条第二項に規定する経済的理由に対する民生委員の意見書の様式について」は廃止されたものであること。

生活保護法百問百答第五輯「医療扶助の取扱」第三章、第四節「優生保護法」は改正前の記述であるから本通知の各項と抵触する部分は、本通知により訂正されたものとして了解されたいこと。

厚生省発衛第一五〇号
昭和二十八年六月十二日

厚生事務次官

各都道府県知事殿

優生保護法の施行について

優生保護法の施行について当省から示達し又は通知は、相当多数に上るが、これらのうちには、数次の法令改正に伴い、すでに実質的には失効し又は無意義となっているも

ものもあって、施行上混乱を生じ不便も少くないと考えられるので、今回これを整理したから、今後これらについては、すべて左記によって処理することとされたい。

なお、本通知の施行に伴い、次の各通知は、これを廃止するから念のため申し添える。

1. 優生保護法施行に関する件
（昭和二十四年一月二十日 厚生省発衛第三号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知）

2. 優生保護法施行規則の一部改正について
（昭和二十四年四月二十七日厚生省発衛第四六号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知）

3. 地区優生保護審査会の運営等に関する件
（昭和二十四年六月十七日衛庶第一七四号 各都道府県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局庶務課長通知）

4. 優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件
（昭和二十四年六月二十五日厚生省発衛第八〇号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知）

5. 優生保護法第二十二條の規定による優生結婚相談所の運営について
（昭和二十四年十月四日衛発第一〇一二号各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長、医務局長通知）

6. 優生結婚相談所類似機関の取扱について
（昭和二十四年十月四日衛庶第二一〇号各都道府県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局庶務課長、医務局医務課長通知）

7. 優生保護法第十條の規定による強制優生手術の実施について
（昭和二十四年十月二十四日衛発第一〇七七号各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）

8. 優生保護法第十三條第二項に規定する医師の意見書の様式について
（昭和二十四年十一月二十四日衛発第一一七九号各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）

9. 健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について
（昭和二十五年五月十八日衛庶第五二号各都道府県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局庶務課長通知）

10、地区優生保護審査会の審査手数料について（昭和二十五年十月十九日衛発第八三号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）

記

第一　優生手術について

一、一般的事項

1、法第二條の「生殖を不能にする手術の術式」は、規則第一條各号に掲げるものに限られるものであって、これ以外の方法、例えば、放射線照射によるもの等は、許されないこと。

2、法第二十八條は、健康者が経済的理由とか、単なる産児制限のためとか、又出産によって容ぼうが衰えるとかを防ぐため等この法律の目的以外に利用することを防ぐため、この法律で認められている理由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを禁止したものであること。従って、この法律の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務又は緊急避難行為として行う場合以外にこれを行えば法第二十八條違反として法第三十四條の罰則が適用されるものであること。

二、医師の認定による優生手術

1、未成年者、精神病者又は精神薄弱者に対しては、医師の認定による優生手術を行うことはできないこと。これらの者に対する優生手術は、法第十條又は第十三條第二項の規定に該当する場合のみ行うことができるものであること。

2、法第三條第一項第一号前段、第二号及び第三号の規定は、本人又は配偶者のいずれか一方の側に該当者があれば、その本人についても又その配偶者についても優生手術を行うことができることを定めたものであること。すなわち、本人の側に該当

者があれば、配偶者の側に該当者がない場合でもその配偶者は手術を受けることができるという趣旨であって、かなり広範囲に適用されるものであること。但しこの場合においても、法第三條第一項但書の適用は排除されないから、優生手術を受けるべき者が未成年者、精神病者又は精神薄弱者である場合は、医師の認定による優生手術を行うことができないことは当然であること。

3　法第三條第一項第二号の「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者」には、本人及び配偶者は含まれないこと。

4　法第三條第一項第四号の「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」とは、当該具体的状況において医学的常識経験からみて死亡の結果が予想される場合をいうものであること。

5　法第三條第三項の「配偶者が知れないとき」とは、民法上不在者として取り扱われる等配偶者の所在が知れないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上所在不明の場合も含むものであること。

6、法第三條第三項の「その意思を表示することができないとき」とは、禁治産の宣告等意思能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、精神病、精神薄弱又は外地抑留等のため事実上その意思を表示することができない場合も含むものであること。しかしながら遠隔地へ赴いているときのように配偶者の所在が判明しており、何らかの方法でその意思を表示することが可能である場合は、これに当らないものであること。

三、審査を要件とする優生手術

1、法第四條の「公益上必要であると認めるとき」とは、優生上の見地から不良な子孫の出生するおそれがあると認められるとき、すなわち、法の別表に掲げる疾病にかかっていることが確認され、且つ、産児の可能性があると認められるときをいうものであって、単に狂暴又は犯罪等によって公共に危険を及ぼすだけでは、これに当らないこと。

2、法第六條第一項の再審査を申請できる期間（二週間）は、いわゆる不変期間であるから、この期間を経過すれば、法第五條第一項の決定は確定し、その理由のいかんをとわず再審査の申請をすることはできなくなること。

3、法第九條の訴の提起は、東京地方裁判所に対して行うべきものであること。

4、審査を要件とする優生手術は、本人の意見に反してもこれを行うことができるものであること。但し、この場合に手術を施行することができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければならない者が、優生手術の実施に関して不服があるにもかかわらず、法第六條の規定による再審査の申請又は第九條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審査会の決定が確定した場合か、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならないこと。この場合に許される強制の方法は、手術に当って必要な最小限度のものでなければならないのでなるべく有形力の行使はつつしまなければならないが、それぞれの具体的な場合に応じ

ては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えないこと。

第二　人工妊娠中絶について

一、一般的事項

法第二條第二項の「胎児が母体外において生命を保続することのできない時期」とは、通常、妊娠八月未満をいうものであること。従って、妊娠八月以上すなわち人工早産を行いうるような時期に至ったものについては、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこと。

二、指定医師

優生保護法指定医師でない者は、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこ

と。但し、母体の生命が危険に瀕する場合、例えば妊娠中の者が突然子宮出血を起したり、又は子癇の発作が起って種種の危険症状を呈し、急遽に胎児を母体外に出す必要がある場合に、緊急避難行為として、人工妊娠中絶を行うことはもとより差し支えないこと。

三、人工妊娠中絶の対象

1、法第十四條第一項第一号から第三号までの規定は、本人（妻）又は配偶者（夫）のいずれか一方に該当者があれば、その本人（妻）に人工妊娠中絶を行うことができることを定めたものであること。

2、法第十四條第一項第四号の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」とは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者の世帯の生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害されるおそれのある場合をいうものであること。従って、現に生活保護法の適用を受けている者（生活扶助を受けている場合はもちろん、医療扶助だけを受けている場合を含む。以下同じ。）が妊娠した場合又は現に生活保護法の適用は受けていないが妊娠又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けるに至るような場合は、通常これに当るものであること。

3、法第十四條第一項第四号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。但し、この認定は相当厳格に行う必要があり、いやしくもいわゆる和姦によって妊娠した者が、この規定に便乗して人工妊娠中絶を行うことがないよう十分指導されたいこと。

なお、本号と刑法の強姦罪の構成要件は、おおむねその範囲を同じくするものであるが、本号の場合は必ずしも姦淫者について強姦罪の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。

4. 法第十四条第二項の「配偶者が知れないとき」及び「その意思を表示することができないとき」とは、前記第一、二、5及び6と同様に解されたいこと。

第三　優生保護審査会について

一　委員

1. 都道府県優生保護審査会（以下審査会という。）の委員の人選については、おおむね左の標準によって行われたいこと。

委員　副知事、衛生主管部（局）長、地方裁判所判事、地方検察庁検事又は都道府県国家地方警察隊長、医科大学教授（精神科又は内科）又は病院長（精神科又は内科）、都道府県医師会長、開業医師、民間有識者、民生委員

幹事　優生保護法主管課長、優生保護法担当主任たる事務吏員又は技術吏員

書記　優生保護法主管課の事務吏員又は技術吏員

2. 審査会の委員の定数十人中五人は公務員の中から、他の五人は民間からそれぞれ任命するよう取り計らわれたいこと。

二　審査の方法

1. 審査会の開会は、施行令第三条第一項の規定に従い定足数による開会を厳格に行われたいこと。又その審査は、実際に各委員が審査会に出席して行うべきものであって、書類の持ち廻りによって行うことは適当でないこと。

2. 審査は、一面迅速性を必要とするが、他面適正慎重を期すべきであるから、審査の迅速性を尊重するため審査の内容が形式的にならないよう十分注意されたいこと。

第四　優生保護相談所について

一　設置

1、法第二十一條第二項の規定は、保健所以外の場所に優生保護相談所（以下相談所という。）を設けることを禁止するものではないこと。

2、施行規則第二十三條に規定する相談所の基準は、国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者が設置する相談所の基準を示すものであるが、都道府県及び保健所を設置する市がこれを設置する場合もなるべくこの基準に準ずるよう考慮されたいこと。

二　他法との関係

1、相談所は、そこにおいて医師が健康診断、採血等の医行為を行うものであるから、診療所として医療法の適用を受けるものであること。従って、相談所を設置した場合には、医療法第七條又は第八條の規定による診療所開設の許可を受け又は届出をする等同法の診療所に関する規定の適用を受けるものであること。但し、病院又は

診療所の開設者がその施設の一部を使用して相談所をその病院又は診療所内に設置する場合は、その病院又は診療所の一部と考えられるから、特に別個に診療所として医療法の適用を受けるものではないこと。この場合には、医療法施行規則第一條第二項及び第四條第二項の適用を受けることはいうまでもないこと。

2、相談所において避妊薬その他の医薬品の販売を行う場合は、薬事法第二十九條の規定により都道府県知事の登録を受けなければならないこと。

生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について（抄）

（昭和29年11月17日　社発第904号
各都道府県知事宛
厚生省社会・公衆衛生局長連名通知）

標記の件については，今般その取扱に関する通知を左記の通り一括整理したから爾今これによつて処理されたい。

記

第一　生活保護法と優生保護法との関係について

1　経済的理由により母体の健康を著しく害する虞の認定について

優生保護法第14条第1項第4号に掲げる経済的理由により母体の健康を著しく害する虞の認定は，一切優生保護法による指定医師に委ねられているのであるが，疑わしいときは，指定医師が関係者から証明書又はこれに代るべき事実を証する書面等を徴することは差し支えないとされているので，福祉事務所及び民生委員は，指定医師から右の証明書等を求められた場合にあつては，これに協力すること。

2　人工妊娠中絶手術に対する医療扶助の適用について

(1)　困窮のため人工妊娠中絶手術の費用の全部又は一部を負担することができない者には，生活保護法の医療扶助が適用されること。

この場合において，医療扶助の要否及び程度の決定その他の手続等については，一般の取扱いによつて厳正に実施すること。

なお，この場合には，本人に交付する医療券に，優生保護法第14条の規定による人工妊娠中絶の手術を行う旨を記載すること。

(2)　前記(1)の場合において医療扶助による人工妊娠中絶手術を担当する医師は，生活保護法による指定医療機関たる病院若しくは診療所に所属する医師又は指定医療機関として指定された医師であると同時に，優生保護法による指定医師であることを要すること。

(3)　なお，優生保護法第14条第1項第4号に掲げる経済的理由により人工妊娠中絶を受けることのできる者の範囲と，手術について生活保護法による医療扶助が適用される者の範囲とは，必ずしも一致するものでないから，人工妊娠中絶手術を受けることのできる者の全部に直ちに医療扶助を適用することのないよう留意すること。

3　優生手術に対する医療扶助の適用について

(1)　生活困窮者が優生保護法第3条の医師の認定による優生手術を受けようとする場合及び第13条の優生手術を受けようとする場合の取り扱いは，前記(2)に準じて処理すること。

(2)　優生保護法第4条から第10条までに規定する審査を要件とする優生手術の費用については，同法第11条の規定により一切優生保護法において負担されることとなつているので，生活保護法の医療扶助を適用する余地はないこと。

ゲメプロストを含有する膣坐剤（プレグランディン膣坐剤）の管理，取扱いについて

（昭和59年5月30日　衛発371号
薬発376号
日本母性保護医協会長宛
厚生省公衆衛生局長，薬務局長連名通知）

標記医薬品は，妊娠中期における治療的流産を適応とした，優生保護法指定医師のみが使用する医薬品である。

このような本医薬品の特殊性に鑑み，その管理，取扱いについては厳重かつ慎重な対応が必要であるとの観点から，今般，「ゲメプロストを含有する膣坐剤の管理・取扱い要領」を別添のとおり定め，関係者への指導，徹底を図ることとした。

貴会におかれても，本要領の趣旨を御理解の上，各都道府県支部及び会員への周知徹底を図られたくお願いする。

ゲメプロストを含有する膣坐剤の管理・取扱い要領

1.　本剤の流通過程における管理

A．一般事項

(1)　本剤の優生保護法指定医師（以下「指定医師」という。）への提供の単位は5個入りの包装とする。

(2)　本剤は指定医師又は指定医師のいる医療機関（以下「指定医師等」という。）からの注文により販売されるもので，医療機関への試供品・臨床試用医薬品の提供，薬局での販売等は行われない。

つまり，本剤は医薬品製造業者→卸売業者→指定医師等のルートのみを通じて販売されるものである。

B．医薬品製造業者

(1)　本剤については(i)出庫年月日(ii)出庫数量・ロット番号(iii)出庫先を出庫の都度，書面を備え記載し，最終の記載の日から2年間保存する。

(2)　前項(1)の記載は管理薬剤師が行う。

(3)　卸売業者から本剤の販売数量等の状況について報告を求め，本剤が指定医師等のみに販売されていることを確認するとともに毎月在庫状況を把握する。

(4)　前項(3)の報告に基づき，毎月，販売数量，販売先等を各都道府県毎に分類のうえ，都道府県医師会及び日本母性保護医協会都道府県支部（以下「日母支部」という。）に報告する。

(5)　卸売業者への販売にあたり，保健衛生上の危害を生ずる恐れがあると判断される場合には，当該卸売業者に本剤の販売を行わない。

(6)　2.のD.の(3)により都道府県医師会から供給停止要請があつた場合には，当該医師会との緊密な連絡の下に所要の措置を講ずる。

C．卸売業者

(1)　本剤については(i)入庫年月日(ii)入庫数量・ロット番号(iii)出庫年月日(iv)出庫数量・ロット番号(v)出庫先を入・出庫の都度，書面を備え記載し，最終の記載の日から2年間保存する。

(2)　前項(1)の記載は管理薬剤師が行う。

(3)　管理薬剤師は出庫先が指定医師等であることを確認したうえでなければ本剤の出庫を認めてはならない。

(4)　責任者は上記書面の記載内容を毎月医薬品製造業者に報告する。

2.　本剤の保管・管理

A．一般事項

(1)　本剤は冷所（5℃以下）で保管する。

(2)　本剤の保管場所は他のものの保管場所と明確に区分された，本剤専用のものであることを原則とし，鍵をかける設備があることとする。

(3)　本剤の有効期間は2年である。外函に表示された使用期限に留意する。

B．卸売業者

(1)　管理薬剤師は上記2.のA.に定める事項を指揮監督する。

C．指定医師等

(1)　病院又は診療所の管理者（以下「病院等の管理者」という。）は本剤の取扱責任者として，(i)購入年月日(ii)購入数量・ロット番号(iii)使用年月日(iv)使用数量・ロット番号(v)返品（損耗分を含む。以下同じ。）年月日(vi)返品数量・ロット番号(vii)施用患者氏名・カルテ番号・施用理由をその都度書面を備え記載し，最終の記載の日から2年間保存する。

(2)　病院等の管理者は，4半期ごとに，その期間満了後15日以内に当該日母支部に

〇優生保護法の一部を改正する法律の施行について

〔昭和三十五年五月二十一日 衛発第四五四号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生・児童局長連名通知〕

「優生保護法の一部を改正する法律」は、昭和三十五年四月二十一日、法律第五十五号をもつて公布施行されたので、次の事項に留意のうえ、遺憾のないよういたされたい。

記

一　優生手術に関する事項

1　改正点

法第十条によつて行なわれた優生手術に関する費用は、全額国庫負担であつて、その支出方法は、従来手術実施医師、被手術者及び附添人に対して国庫より直接支出されるものであつたが、今回の改正により、まず都道府県が支弁し、その支弁額に対して国庫が全額負担するものとなつたこと。

おつて、本件については、従来より事実上事務的に行なわれていたことであつて、法の規定と実際上の取扱いとが一致することとなつたものであること。

2　適用期日

改正法は、四月二十一日施行されたのであるが、昭和三十五年四月一日以後に実施された手術に遡及して適用されるものであること。

ついても、極力この規律に従つた講習を行うよう指導されたいこと。

四　従前認定された講習を終了した者が、この省令の施行後実地指導員の指定の申請をした場合は、指定を拒むことはできないが、できるだけ機会を設けて避妊薬に関する十分な知識を与えるようにされたいこと。なお、既に実地指導員に指定されている者についても同様であること。

五　第十五条の改正は、先の法改正により優生保護法第三十九条第二項違反の場合一方的に取り消すことが認められたので、その事後措置を規定したものであるから、この点遺憾のないようにされたいこと。なお第十四条は指定証の再交付等を申請することができることとなつたが、避妊薬の販売の関係もあるほか、実地指導の円滑確実な実施のためには、正当な資格者たることを常に明らかにしておくことが望ましいことはいうまでもないことであるので、運用としては従前同様指定証の再交付申請及び指定証の携行等が確実に行われるようよろしく指導を行われたいこと。

〔別紙省略〕

二　受胎調節に関する事項

受胎調節実地指導員の避妊用医薬品の販売制度は、昭和三十年に五年間を限つて創設され、その後における受胎調節の普及促進のため少なからざる役割を果たしたものと認められるところであるが、母体の健康上努めて避けるべき人工妊娠中絶の数が殆んど減少をみない実情にかんがみ、今後一層受胎調節の普及を図るため、この販売制度がなお五年間延長されたものであること。したがつて、本制度の活用を図り実地指導の一層の普及徹底を期するよう指導されたいこと。

〇受胎調節普及に関する方策について

〔昭和二十六年十月三十一日　衛発第八三三号　各都道府県知事宛　厚生省公衆衛生・児童局長連名通知〕

十月二十六日政府は閣議における了解事項として受胎調節に関する方策を別紙のとおり決定した。これは最近における人工妊娠中絶の著しい増加傾向に鑑み、母性保護の見地から、一般国民に対しすみやかに受胎調節の指導普及を行う必要を認めたものである。各都道府県においてもこの閣議了解の趣旨にのつとり積極的に受胎調節の普及を行われたい。

なお、今後さらにその効果的な具体策を立て逐次実施することとなつており、これについては追つて通知する予定である。

別　紙

受胎調節の普及に関する件

（昭和二十六年十月二十六日閣議了解）

人工妊娠中絶は、逐年増加の傾向を辿つている。人工妊娠中絶は、母体の生命及び健康を保護するために必要ではあるが、なお母体に及ぼす影響において、考慮すべき点が若干残されているので、受胎調節の普及によつて、かかる影響を排除することが、より妥当な方策である。政府はかかる受胎調節については、従来とも優生結婚相談所の整備、指導者の養成等種々対策を講じて来たのであるが、国民の福祉向上のため今後一層これが普及を図ることとし、新に効果的対策を考究し、これを実施することが必要である。

理　由

人工妊娠中絶は母体に及ぼす影響において考慮すべき点があるので、かかる影響を排除するため、受胎調節の普及を行う必要があるからである。

○優生保護法第十五条第二項の講習の認定について

〔昭和三十四年二月十二日　衛発第一三一号　各都道府県知事宛　厚生省公衆衛生局長通知〕

受胎調節実地指導員の指定に係る優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第二項の講習の認定基準は、優生保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）第十七条に規定されるところであるが、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十条第一号又は第二号の規定に基き文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した養成所について、当該学校又は養成所における教科内容が右の基準に適合するものと認められる場合は、これを優生保護法第十五条第二項の講習として認定の措置をとるよう要望があり、かねて検討中であつたが、今後右の講習として認定することも差し支えないものとしたので、通知する。

なお、教科課程等が所定のものに不足する場合にあつては、その認定を行うことができないが、これらの施設の教育内容についてもできる限り基準に適合させ、認定を受けられるよう指導されたい。

○優生手術費交付金の国庫負担について

〔昭和二十四年五月十日　厚生省発医第六九号　各都道府県知事宛　厚生事務次官通知〕

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号。以下「法」という。）第十一条第二項の規定による優生手術についての国庫負担は、次により行なうこととされたので通知する。

1　この交付金の交付額は、別表第一欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とすること。

2　交付の決定には、次の条件が付されるものであること。

(1)　事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに厚生大臣に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(2)　交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1による調書を作成し、これを事業完了後五年間保管しなければならないこと。

3　この交付金の交付の申請は、様式第2による申請書により毎年度五月二十日までに厚生大臣に対して行なうこと。

4　この交付金の交付の対象となる事業の遂行状況を様式第3に定めるところにより当該年度十二月十日までに厚生大臣に報告しなければならないこと。

5　この交付金の交付の決定後事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請を行なう場合には、様式第4に定める変更申請手続に従い当該年度一月三十一日までに行なうこと。

優生手術費交付金の国庫負担について

6　この交付金に係る事業実績報告は、様式第5により事業完了後一か月以内又は翌年度四月十日のいずれか早い日までに厚生大臣に提出しなければならないこと。

7　特別の事情により前記1、3、4、5及び6に定める手続又は算定方法によることができない場合には、あらかじめ厚生大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1　基　準　額	2　対象経費
法第11条第1項の規定により算定した額とする。ただし、優生保護法施行令第1条第1項第1号の費用は、次により算定すること。 (1)　患者及び付添人旅費 ア　運賃 患者の住所又は居所と病院又は診療所間を患者及び付添人（患者1人につき1人とする。以下同じ）の移送等のために必要な鉄道、乗合自動車又は船の最低等級の運賃 イ　日当 180円×（患者及び付添人移送旅行延日数） ウ　宿泊料 750円×（患者及び付添人移送旅行中の延宿泊数） (2)　燃料費 患者及び付添人移送のため都道府県の自動車を使用した場合には、その適正な実支出額 (3)　借料及び損料 患者及び付添人移送のため自動車を借り上げた場合にはその適正な実支出額	優生手術の実施のために必要な委託料、扶助費、旅費、需用費、（燃料費）並びに借料及び損料。

様式第1

昭和　　年度

優生手術費交付金調書

厚生省所管

（地方公共団体名）

国			地方公共団体								備考
支出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	

（注）

1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。

2 「地方公共団体」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加額の区分、補正予算額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用減額等の区分を明らかにして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式第2

号
年　月　日

厚生大臣　　殿

都道府県知事　　印

昭和　　年度優生手術費交付金交付申請書

昭和　　年度における優生手術費交付金を交付されるよう関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 申請額　金　　円
2 事業の実施計画　（別紙アのとおり）
3 非業に要する経費の内訳（別紙イのとおり）
4 添付資料
(1) 昭和　　年度歳入歳出予算抄本
(2) その他の参考資料

別紙ア

優生手術実施計画書

区分		予算措置	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期
件数	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人
金額	男	円	円	円	円	円
	女	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

（注）金額欄は委託料、扶助料、旅費、雑用費（燃料費）並びに借料及び損料を合算したものを計上すること。

様式第3

番　　号
年　月　日

厚生大臣　　殿

都道府県知事　㊞

昭和　　年度優生手術事業遂行状況報告書

昭和　　年度優生手術事業遂行状況については、昭和　　年　　月　　日現在別添のとおりであるので報告する。

別添

昭和　　年度優生手術事業遂行状況報告書

1表　総括表

（都道府県名）

既交付決定額 A	国庫負担所要見込額 B＝C＋D	同左内訳		差引過△不足額 E＝A－B
		支払確定額 C	支払見込額 D	
円	円	円	円	円

（注）(1) 支払確定額欄は、2表支払確定済額を計上したものであること。
(2) 支払見込額欄は、2表支払未確定額と3表支払見込額を合算したものであること。
(3) 計上した額は委託料、扶助費、旅費、需用費（燃料費）並びに借料及び損料を合算したものであること。

別紙イ

優生手術費交付金経費所要額調

区分		支出予定額 員数等	支出予定額 単価	支出予定額 金額	基準額	国庫負担基本額	備考
優生手術医療費	男	人	円	円	円	円	
	女	人					
	計	人					
患者及び付添人旅費	運賃	人					
	日当	人					
	宿泊料	人					
	計	人					
燃料費		キロ					
借料及び損料		回					
合計							

（注）国庫負担基本額欄には支出予定額と基準額とを比較して少ない方の額を計上すること。

2表　遂行状況表

区分		当初予定	法第4条関係優生保護審査会受理済	法第4条関係優生保護審査会決定済	同左内訳 支払確定済	同左内訳 支払未確定
件数	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人
金額	男	円		円	円	円
	女	円		円	円	円
	計	円		円	円	円

3表　見込表

区分		法第4条関係優生保護審査会受理見込	法第4条関係優生保護審査会決定見込	支払見込
件数	男	人	人	人
	女	人	人	人
	計	人	人	人
金額	男		円	円
	女		円	円
	計		円	円

様式第4

番　　号
年　月　日

厚生大臣　　殿

都道府県知事　㊞

昭和　　年度優生手術費交付金
追加（増減）額変更申請書

昭和　年　月　日第　号をもつて交付を受けた優生手術費交付金について、次のとおり追加（増減）額変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

今回申請額 A	既交付決定済額 B	差引今回追加（増△減）申請額 C＝A－B
円	円	円

（注）交付金所要額算出基礎及び内訳等については、交付要綱3に定める様式第2に準じて作成のこと。

優生手術費交付金の国庫負担について

様式第5

番　　号
年　月　日

第二編　第一章　　厚生大臣　　殿

都道府県知事　㊞

昭和　　年度優生手術費交付金事業実績
報告書の提出について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により関係書類を添えて報告する。

精　算　額　金　　円

1　昭和　　年度優生手術費交付金精算書（別紙1のとおり）
2　〃　　〃　　経費別支出明細書（別紙2のとおり）
3　〃　　〃　　個人別支出明細書（別紙3のとおり）
4　昭和　　年度歳入歳出決算見込書（抄本）

厚四六一　一九

別紙1

昭和　年度優生手術費交付金精算書

優生手術費交付金の国庫負担について

支出済額 A	法律額 B	国庫負担額 C	国庫負担額 D	国庫負担決定済額 E	国庫負担収入済額 F	差引過△不足額 G=D−E	備考 H
円	円	円	円	円	円	円	

（注）　国庫負担基準額D欄は法律額B欄と国庫負担所要額C欄とを比較して少ない方の額を計上すること。

厚四六一　二〇

会都道府県支部に，医師の届出をとりまとめさせるよう便宜の処置を考慮したいので，次の要領により取り扱うこととされたいこと。但し，支部が設置されていない場合又は支部の職員が極めて少数である場合その他この要領によりがたい事情があるときはこの限りでないこと。

イ　支部は，各医師ごとの「人工妊娠中絶実施報告書」に受付番号を記し，且つ，それぞれ「人工妊娠中絶実施報告票」の欄外に，右の受付番号を記した上，報告票を届出医師の住所地の保健所ごとにとりまとめ，送付書（届出医師の氏名及び報告票総枚数を記載）を添え翌月10日までに，その保健所長に提出するものとすること。

ロ　報告書は，便宜上，支部に保管させるものとすること。但し，都道府県知事は，必要があるときは，当然これについて調査することができるものであること。

2　「人工妊娠中絶月報」は規則別記様式第14号(2)により，「人工妊娠中絶年報」は，同様式第15号(2)によるものとし，その作成及び提出その他に関する事務の処理については，優生手術の場合に準ずるものとすること。

(注) 現在，優生手術月報は廃止され，年報は翌年1月31日までに厚生大臣に提出するものとされている。

優生手術および人工妊娠中絶の報告について

（昭和44年6月28日　統発第368号
各都道府県知事宛　厚生省大臣官房統計調査部長，厚生省公衆衛生局長連名通知）

このたび「優生保護法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年厚生省令第14号）」が施行され，優生手術および人工妊娠中絶の報告については，従来の半年報を年報と改め，報告事務の簡素化を図ることとしたので，下記事項にご留意のうえ，これが事務処理に遺憾のないようご配慮願いたい。

なお，優生保護法第25条の規定による医師の届出については，従前のとおりであるので念のため申し添える。

記

1　今回の優生保護法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正においては，優生手術および人工妊娠中絶についての厚生大臣に対する都道府県知事の報告が，ともに半年報から年報に改められたこと。

なお，報告の内容その他については全く変更がないこと。

2　都道府県においては，毎年1月から12月までの優生手術実施報告票および人工妊娠中絶実施報告票をとりまとめ，施行規則の別記様式第14号(1)および第14(2)により年報を作成して，翌年1月31日までに厚生大臣（統計調査部長あて）に提出するものであること。

3　この施行規則の改正に伴い，本年1月から6月までの優生手術半年報および人工妊娠中絶半年報は報告する必要はないこと。

優生保護統計報告の年報様式の一部改正について

（平成5年12月24日　統発第384号
健医発第1394号
各都道府県知事宛　厚生省大臣官房統計情報部長，厚保健保険医療局長通知）

標記報告については，優生保護法施行規則の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第52号が本年12月24日付けで公布され，「別記様式第14号(2)人工妊娠中絶年報」の様式が下記のとおり改正されたので，各事項に留意の上，その円滑な実施に支障のないよう努められたい。

記

1　別記様式第14号(1)優生手術年報及び別記様式第14号(2)人工妊娠中絶年報の文書規格をB列4番からA列4番に改めたこと。

2　別記様式第14号(2)人工妊娠中絶年報の妊娠週数区分欄中「満23週」を「満21週」に改めたこと。

3　改正後の様式の適用は，平成6年分報告からとする。

なお，改正後の年報様式は別紙のとおりである。

別紙(略)

優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係わる報告について

（平成5年12月24日　健医精発第61号
各都道府県衛生主管部(局)長宛
厚生省保健医療局精神保健課長通知）

この度，優生保護法施行規則の一部を改正する省令(平成5年12月24日厚生省令第52号)の施行に伴う優生手術年報及び人工妊娠中絶年報の様式の改正については，本月24日統発第384号・健医発1394号をもって厚生省大臣官房統計情報部長及び保健医療局長連名通知が行われたところではあるが，この改正に伴い，優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係わる報告については，特に下記事項に配慮の上，遺憾のないようお願いする。

記

1　優生手術の実施に係わる報告について

(1)　優生手術実施報告票（優生保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。）別記様式第12号(2)の「(4)手術を受けた者の年齢」欄等が記載漏れの場合には，手術を行った医師に問い合わせ，記載漏れのないようにすること。

(2)　優生手術年報の作成に当たっては，規則別記様式第14号(1)により行うこと。この場合，「不詳」の欄は，不測の事故等の場合にのみ用いられるものである趣旨にかんがみ，事実関係を十分に確認し，安易に同欄に記載することのないようにされたいこと。

なお，用紙の規格が日本工業規格A列4番に変更されていることに留意すること。

2　人工妊娠中絶の実施に係わる報告について

(1)　人工妊娠中絶報告票（規則別記様式第13号(2)の「(2)手術を受けた者の年齢」欄，「(6)該当条文」欄等が記載漏れの場合には，社団法人日本母性保護医協会各都道府県支部又は手術を行った医師に問い合わせ，記載漏れのないようにすること。

また，「(4)手術を受けた者の妊娠週数」欄については，優生保護法による人工妊娠中絶を行い得る者は，基本的には，妊娠第21週までの者であることに留意すること。

(2)　人工妊娠中絶年報の作成に当たっては，規則別記様式第14号(2)により行うこと。この場合，「不詳」の欄は，不測の事故等の場合にのみ用いられるものである趣旨にかんがみ，事実関係を十分に確認し，安易に同欄に記載することのないようにされたいこと。

なお，用紙の規格が日本工業規格A列4番に変更されていることに留意すること。

3　施行期日等について

この省令の施行期日は，平成6年1月1日としたこと。また，この省令の施行の際現にある旧様式については，当分の間これを取り繕って使用することができることとしたこと。

優生保護法第25条の届出による人工妊娠中絶報告の協力依頼について

（平成5年12月24日　統保発第66号
社団法人日本母性保護医協会会長宛
厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課保健統計室長依頼）

標記につきましては，従来から種々ご協力をいただいているところでありますが，このたび平成5年12月24日厚生省令第52号により優生保護法施行規則の一部が改正され，人工妊娠中絶実施報告票及び人工妊娠中絶年報の様式中，妊

衛精第34号
昭和51年12月27日

名都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

優生手術及び人工妊娠中絶の報告について（通知）

このたび優生保護法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年厚生省令第53号）の施行に伴う優生手術年報及び人工妊娠中絶年報の様式の改正については、本月17日統発第413号をもって厚生省大臣官房統計情報部長及び公衆衛生局長連名通知が行われたところであるが、この改正に伴い、優生手術実施報告票及び人工妊娠中絶実施報告票による報告については、特に下記事項に御配慮のうえ、遺憾のないよう指導の徹底方をお願いする。

記

(1)

記

1 優生手術実施報告票（別記様式第12号(二)）について

(1) 「(4) 手術を受けた者の年齢」欄、「(5) 該当条文」欄等が記載もれの場合には、手術を行った医師に問い合わせ、可能な限り記載もれのないようにすること。

(2) 優生手術年報の作成に当っては、別記様式第14号(一)により行うこと。

2 人工妊娠中絶実施報告票（別記様式第13号(二)）について

(1) 「(2) 手術を受けた者の年齢」欄、「(4) 手術を受けた者の妊娠月数」欄、「(6) 該当条文」欄等が記載もれの場合には、日本母性保護医協会各都道府県支部又は指定医師に問い合わせ、可能な限り記載もれのないようにすること。

(2) 「(4) 手術を受けた者の妊娠月数」欄については、優生保護法による人工妊娠中絶をできる者が妊娠第6月までのものであることから、妊娠第7月以上のものはあり得ないので、この点特に注意すること。

(3) 「(7) 手術を受けた理由」欄については、「(6) 該当条文」欄と対照して、相互に相違することのないよう注意すること。

(4) 人工妊娠中絶年報の作成に当っては、別記様式第14号(二)により行うこと。

この場合「不詳」の欄については、可能な限り確認し、記載するに当っては、できるだけ少なくするよう努めること。

削除

〇優生手術費交付金の国庫負担について

〔昭和五十三年四月十日　厚生省発衛第七五号
各都道府県知事宛　厚生事務次官通知〕

〔改正経過〕

第一次改正〔平成元年八月三日厚生省発健医第一七六号〕

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十一条第二項に基づく国庫負担金の交付については、別紙優生手術費交付金交付要綱により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は昭和五十三年四月一日から適用し、昭和四十四年五月十日厚生省発衛第六九号「優生手術費交付金の国庫負担について」は、廃止する。

おつて、昭和五十二年度以前に交付された国庫負担金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

〔別紙〕

優生手術費交付金交付要綱

〔通則〕

1　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号。以下「法」という。）第十一条第二項に基づく国庫負担金については予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）及び厚生省所管補助金等交付規則（昭和三十一年厚生省令第三十号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

2　この負担金は、法第十条の規定により医師が行う優生手術に関する費用について法第十一条第一項の規定により都道府県が支弁する事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

3　この負担金の交付額は、次により算出するものとする。

次の表の第一欄に定める基準額と第二欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1　基準額	2　対象経費
法第十一条第一項の規定により算定した額とする。ただし、優生保護法施行令第一条第一項第一号の費用は、次により算定すること。 (1)　患者及び付添人旅費 患者の住所又は居所と病院又は診療所間を患者及び付添人（患者一人につき一人とする。）の移送等のために要した旅費（当該地方公共団体旅費支給条例等に基づき算定した額。） (2)　使用料及び賃借料 患者及び付添人移送のため自動車等を借り上げた場合にはその適正な実支出額	優生手術の実施のために必要な旅費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金並びに扶助費

（交付の条件）

4　この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)　事業の遂行が困難となつた場合には、すみやかに厚生大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(2)　負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了後五年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

5　この負担金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書を毎年度五月二十日までに厚生大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

6　この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による申請書を当該年度一月三十一日までに厚生大臣に提出して行うものとする。

（実績報告）

7　この負担金の事業実績報告は、事業完了後一か月以内又は翌年度四月十日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を厚生大臣に提出して行わなければならない。

（その他）

8　特別の事情により3、5、6及び7に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

前　文（第一次改正）抄

〔前略〕平成元年四月一日から適用する。

厚九　三〇

別紙様式第１

平成○○年度

優生手術費交付金調書

厚生省所管

（都道府県名）

国			地方公共団体							備考
			歳入			歳出				
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

（注）１　「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。

２　「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

３　「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

４　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第２

番　　号
年　月　日

厚生大臣　○○○○　殿

○○都道府県知事　印

平成○○年度優生手術費交付金交付申請書

平成○○年度における優生手術費交付金について、次により交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　交付金申請額　　金　　円

２　事業計画書　　（別紙２－１のとおり）

３　経費所要額調　　（別紙２－２のとおり）

４　添付書類

(1)　平成○○年度歳入歳出予算書抄本

(2)　その他の参考資料

別紙２－１

事業計画書

区分			員数	単価	金額	備考
医療費	男		人	円	円	
	女					
	計					
患者及び付添人旅費	患者分	運賃				
		日当				
		宿泊料				
		小計A				
	付添人分	運賃				
		日当				
		宿泊料				
		小計B				
○○○						
○○○						
小計C						
計（A＋B＋C）						
合計						

別紙２－２

経費所要額調

区分	対象経費支出予定額（A）	基準額（B）	国庫負担基本額(A)と(B)を比較して少ない方の額	交付金所要額	備考
	円	円	円	円	
医療費					
○○○費					
患者及び付添人旅費					
旅費					
使用料及び賃借料					
○○○費					
計					

別紙様式第3

番　　号
年　月　日

厚生大臣　○○○○　殿

○○都道府県知事　印

平成○○年度優生手術費交付金変更交付申請書

平成　年　月　日第　　号をもつて交付を受けた交付金について、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1　交付金申請額　　金　　円

　前回までの交付決定額　　金　　円

　差引今回変更額　　金　　円

2　事業計画書　　(別紙3－1のとおり)

3　経費所要額調　　(別紙3－2のとおり)

4　添付書類

(1)　平成○○年度歳入歳出予算書抄本

(2)　その他の参考資料

○厚九一○　三四

別紙３－１

事業計画書

区分			員数	単価	金額	備考
医療費	男		人	円	円	
	女					
	計					
患者及び付添人旅費	患者分	運賃				
		日当				
		宿泊料				
		小計A				
	付添人分	運賃				
		日当				
		宿泊料				
		小計B				
○○○ ○○○ 小計C						
計（A＋B＋C）						
合計						

別紙３－２

経費所要額調

区分	対象経費支出予定額（A）	基準額（B）	国庫負担基本額(A)と(B)を比較して少ない方の額	交付金所要額	備考
	円	円	円	円	
医療費					
○○○費					
患者及び付添人旅費					
旅費					
使用料及び賃借料					
○○○費					
計					

注） 変更前の金額を上段に（ ）書すること。

別紙様式第4

番　　号
年　月　日

厚生大臣　○○○○　殿

○○都道府県知事　印

平成○○年度優生手術費交付金事業実績報告書

標記について、平成○○年度の事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1　交付金精算額　　金　　円

2　事業実績　　(別紙4―1のとおり)

3　経費所要額精算書　　(別紙4―2のとおり)

4　添付書類

(1)　平成○○年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(2)　その他参考資料

○㊫九一○　三六

別紙４－１

事　業　実　績

第二編　第一章

(1)　優生手術実績

区　分			員　数	単　価	金　額	備　考
医療費	男 女 計		人	円	円	
患者及び付添人旅費	患者分	運賃 日当 宿泊料 小計A				
	付添人分	運賃 日当 宿泊料 小計B				
○　○　○ ○　○　○ 小　計　C						
計（A＋B＋C）						
合　計						

(2)　優生保護審査会開催調（法第４条関係）

区　分	開催回数	受理件数	決定件数		未決定件数	備　考
			承　認	不承認		
審査会	回	件	件	件	件	

四八五

厚③二四三八

別紙４－２

経　費　所　要　額　精　算　書

区　　分	対象経費支出済額	基　準　額	国庫負担基本額	国庫負担所要額	交付決定額	受入済額	差引過△不足額	備　　考
	円	円	円	円	円	円	円	
医　療　費 ○○○費 患者及び付添人旅費 旅　費 使用料及び賃借料 ○○○費								
計								

健医精発第６１号
平成５年１２月２４日

写

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生省保健医療局精神保健課長

優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係る報告について（通知）

この度、優生保護法施行規則の一部を改正する省令（平成５年１２月２４日厚生省令第５２号）の施行に伴う優生手術年報及び人工妊娠中絶年報の様式の改正については、本月２４日統発第３８４号・健医発第１３９４号をもって厚生省大臣官房統計情報部長及び保健医療局長連名通知が行われたところであるが、この改正に伴い、優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係る報告については、特に下記事項に配慮の上、遺憾のないようお願いする。

記

１　優生手術の実施に係る報告について

(1) 優生手術実施報告票（優生保護法施行規則（昭和２７年厚生省令第３２号。以下「規則」という。）別記様式第１２号（２））の「（４）手術を受けた者の年齢」欄等が記載漏れの場合には、手術を行った医師に問い合わせ、記載漏れのないようにすること。

(2) 優生手術年報の作成に当たっては、規則別記様式第１４号（１）により行うこと。この場合、「不詳」の欄は、不測の事故等の場合にのみ用いられるものである趣旨にかんがみ、事実関係を十分に確認し、安易に同欄に記載することのないようにされたいこと。

なお、用紙の規格が日本工業規格A列４番に変更されていることに留意すること。

２　人工妊娠中絶の実施に係る報告について

(1) 人工妊娠中絶報告票（規則別記様式第１３号（２））の「（２）手術を受けた者の年齢」欄、「（６）該当条文」欄等が記載漏れの場合には、社団法人日本母性保護医協会各都道府県支部又は手術を行った医師に問い合わせ、記載漏れのないようにすること。

また、「（４）手術を受けた者の妊娠週数」欄については、優生保護法による人工妊娠中絶を行い得る者は、基本的には、妊娠第２１週までの者であることに留意すること。

(2) 人工妊娠中絶年報の作成に当たっては、規則別記様式第１４号（２）により行うこと。この場合、「不詳」の欄は、不測の事故等の場合にのみ用いられるものである趣旨にかんがみ、事実関係を十分に確認し、安易に同欄に記載することのないようにされたいこと。

なお、用紙の規格が日本工業規格A列４番に変更されていることに留意すること。

３　施行期日等について

この省令の施行期日は、平成６年１月１日としたこと。また、この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間これを取り繕って使用することができることとしたこと。

厚生省発児第１２２号
平成８年９月２５日

各　都道府県知事
　　政令市市長
　　中核市市長
　　特別区区長　殿

厚生事務次官

母体保護法の施行について

優生保護法の一部を改正する法律が平成８年法律第１０５号をもって公布されたところであるが、母体保護法の実施に当たり、留意すべき点は以下のとおりであるので、遺漏のないよう配慮されたい。なお、本通知の実施に伴い、本職通知昭和２８年６月１２日厚生省発衛第１５０号「優生保護法の施行について」は廃止する。

記

第１　不妊手術について

１　一般的事項

（１）法第２条の「生殖を不能にする手術の術式」は、規則第１条各号に掲げるものに限られるものであって、これ以外の方法、例えば、放射線照射によるもの等は、許されないこと。

（２）法第２８条は、健康者が経済的理由とか、単なる産児制限のためとか、又出産によって容ぼうが衰えることを防ぐため等、この法律の目的以外に利用することを防ぐため、この法律で認められている理由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを禁止したものであること。

従って、この法律の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務又は緊急避難行為として行う場合以外にこれを行えば、法第２８条違反として法第３４条の罰則が適用されるものであること。

２　不妊手術

（１）未成年者に対しては、不妊手術を行うことはできないこと。

（２）法第３条第１項第１号の「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」とは、当該具体的状況において医学的常識経験からみて死亡の結果が予想される場合をいうものであること。

（３）法第３条第３項の「配偶者が知れないとき」とは、民法上不在者として取り扱われる等配偶者の所在が知れないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上所在不明の場合も含むものであること。

（４）法第３条第３項の「その意思を表示することができないとき」とは、禁治産の宣告等意思能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上その意思を表示することができない場合も含むものであること。しかしながら遠隔地へ出稼しているときのように配偶者の所在が判明しており、何らかの方法でその意思を表示することが可能である場合は、これに当たらないものであること。

第２　人工妊娠中絶について

１　一般的事項

法第２条第２項の「胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期」の基準は、通常妊娠満２２週未満であること。

なお、妊娠週数の判断は、指定医師の医学的判断に基づいて、客観的に行うものであること。

２　指定医師

母体保護法指定医師でない者は、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこと。ただし、母体の生命が危険にひんする場合、例えば妊娠中の者が突然子宮出血を起したり、又は子癇の発作が起って種々の危険症状を呈し、急速に胎児を母体外に出す必要がある場合に、緊急避難行為として、人工妊娠中絶を行うことはもとより差し支えないこと。

３　人工妊娠中絶の対象

（１）法第１４条第１項第１号の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」とは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者の世帯の生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害されるおそれのある場合をいうものであること。

従って、現に生活保護法の適用を受けている者（生活扶助を受けている場合はもちろん、医療扶助だけを受けている場合を含む。以下同じ。）が妊娠した場合又は現に生活保護法の適用は受けていないが、妊娠又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けるに至るような場合は、通常これに当たるものであること。

（２）法第１４条第１項第２号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、この認定は相当厳格に行う必要があり、いやしくもいわゆる和姦によって妊娠した者が、この規定に便乗して人工妊娠中絶を行うことがないよう十分指導されたいこと。

なお、本号と刑法の強姦罪の構成要件は、おおむねその範囲を同じくする。ただし、本号の場合は必ずしも姦淫者について強姦罪の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。

（３）法第１４条第２項の「配偶者が知れないとき」及び「その意思を表示することができないとき」とは、前記第１の２の（３）及び（４）と同様に解されたいこと。

厚生省発児第１２３号
平成８年９月２５日

各　都道府県知事
　　政令市市長
　　中核市市長
　　特別区区長　殿

厚生事務次官

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について（依命通知）

優生保護法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成８年法律第１０５号をもって、平成８年６月２６日に公布され、これに伴い、優生保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（以下「改正政令」という。）が、平成８年政令第２６４号をもって、優生保護法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が、平成８年厚生省令第５４号をもって公布され、いずれも平成８年９月２６日から施行される運びとなったところである。その制定の趣旨及び要点等は下記の通りであるので、十分に御了知の上、施行に遺憾なきを期されたく、併せて貴管下市町村、関係機関、関係団体等に対する周知につき配慮願いたく、命により通知する。

記

第１　法律改正の趣旨等

優生保護法（昭和２３年法律第１５６号、以下「法」という。）については、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として施行されてきたところであるが、不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、優生思想に基づく規定を削除することとする旨の改正が行われたものである。また、これに伴い、関係政省令の優生手術、都道府県優生保護審査会及び優生保護相談所に係る規定等の改正が行われたものである。

第２　改正の概要

１　法の題名及び目的

不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく規定を改正するという今般の法改正の趣旨に基づき、法の名称が優生保護法から「母体保護法」に改められ、法の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」が「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改められたこと。（法第１条関係）

これに伴い、優生保護法施行令（昭和２４年政令第１６号、以下「令」という。）及び優生保護法施行規則（昭和２７年厚生省令第３２号、以下「規則」という。）の

題名をそれぞれ「母体保護法施行令」及び「母体保護法施行規則」としたこと。

2　優生手術

生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術である優生手術に関する規定について次のような改正がなされたこと。

（1）「優生手術」の語が「不妊手術」に改められるとともに、遺伝性疾患等の防止のための手術及び精神病者等に対する本人の同意によらない手術に関する規定が削除されたこと。（法第2条から第13条まで、第25条から第27条まで及び別表並びに令第1条並びに規則第2条から第7条まで、第27条及び第28条関係）

（2）優生手術の術式に係る規定が改正されたこと。（規則第1条関係）

3　人工妊娠中絶

遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定が削除されたこと。（法第14条関係）

4　都道府県優生保護審査会

優生手術に関する適否の審査を行う都道府県優生保護審査会に関する規定が削除されたこと。（法第16条から第19条まで及び令第9条から第12条まで関係）

5　優生保護相談所

優生保護の保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導を図るために設置された優生保護相談所に関する規定が削除されたこと。（法第20条から第24条まで、第27条、第30条及び第31条並びに令第13条から第15条まで並びに規則第22条から第26条まで関係）

第3　関係法令の一部改正に関する事項

1　地方自治法の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する都道府県が管理し、及び執行しなければならない事務から都道府県優生保護審査会の監督に関する規定が削除されるとともに、都道府県が置かなければならない附属機関から都道府県優生保護審査会の項が削除されたこと。（改正法附則第6条関係）

2　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成6年法律第84号）の優生保護相談所の認可主体の改正に関する規定が削除されたこと。（改正法附則第7条関係）

3　厚生省設置法の一部改正

厚生省設置法（昭和24年法律第151号）に規定する公衆衛生審議会の優生手術に関する再審査に関する規定が削除されたこと。（改正法附則第8条関係）

4　公衆衛生審議会令の一部改正

公衆衛生審議会令（昭和53年政令第185号）に規定する公衆衛生審議会の審議の対象となる重要事項の対象に、精神障害者の福祉に関する事項を加え、所掌事務から優生手術に関する適否の再審査に係る規定を削除するとともに、優生保護部会に関する規定の整理を行ったこと。（改正政令第2条関係）

5　消費税法施行令の一部改正

消費税法施行令（昭和６３年政令第３６０号）に規定する非課税となる医療、療養等の範囲から優生保護法に基づく優生手術を削除したこと。（改正政令第３条関係）

6　人口動態調査令施行細則（昭和２３年厚生省令第６号）の一部改正

人口動態調査死産票の様式から、父・近親者の疾患による死産の項目を削除したこと。（改正省令第２条関係）

7　死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和２７年厚生省令第１２号）の一部改正

死産証書（死胎検案書）の様式から、父・近親者の疾患による人工死産の項目を削除したこと。（改正省令第３条関係）

第４　関係通知の改正及び廃止に関する事項

1　「家族計画特別普及事業の実施について」（昭和３５年４月２０日厚生省発児第９７号の一部を次のように改正する。

別紙の１の（２）中「公私立優生保護相談所はもとより」を「保健所、市町村保健センター」に、「母子衛生地域組織」を「母子保健地域組織」に改める。

別紙の２中「（１）都道府県及び政令市（特別区を含む。以下同じ。）」を「都道府県及び政令市（特別区を含む。以下同じ。）」に改め、同項の説明文及び（２）を削る。

別紙の５の（１）中（イ）を削り、（ロ）の見出しを「作成の依頼等」に改め、「都道府県」を「都道府県知事」に、「政令市」を「政令市市長は」に改め、「優生保護相談所（以下「相談所」という。）の長は、」、「前記（イ）に準じて」及び「相談所の長が」を削り、（ロ）を（イ）とし、（ハ）を（ロ）とし、同５の（２）中「政令市長」を「政令市市長」に改め、「及び実施主体である市町村長」を削り、同５の（４）、（６）及び（８）中「相談所長及び市町村長」を「都道府県知事及び政令市市長」に、「相談所長又は市町村長」を「都道府県知事又は政令市市長」に改め、同５の（７）の（イ）中、

「　　実地指導報告書（控）　　」を
「　　実地指導報告票（控）　　」に改め、

（ロ）の見出しを「都道府県、政令市」に改め、同（ロ）中

「　　器具薬品受払台帳　　」を削り、
「　　手当支払台帳　　」の次に
「　　器具薬品配布台帳　　」を加え、

同（７）の（ハ）を削る。

2　「優生手術費交付金の国庫負担について」（昭和５３年４月１０日厚生省発衛第７５号）は、平成８年９月２６日をもって廃止する。

児発第８２６号
平成８年９月２５日

各　都道府県知事
　　政令市市長
　　中核市市長　殿
　　特別区区長

厚生省児童家庭局長

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

標記について、平成８年９月２５日厚生省発児第１２３号をもって厚生事務次官から都道府県知事、政令市市長、中核市市長及び特別区区長あて通知されたところであるが、その実施に当たっては、特に次の事項に留意し、遺憾のないように努められたい。

第１　改正趣旨の周知等

今般の改正は、優生保護法（昭和２３年法律第１５６号）の優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、遺伝性疾患等の防止のための不妊手術及び人工妊娠中絶に係る規定が削除されたところであるが、今後とも差別や偏見の解消を図るため、遺伝性疾患や精神障害に関する正しい知識の普及に努められるよう、配慮されたい。

第２　優生保護相談所

今般の改正により、優生保護の見地から結婚の相談に応じる等の目的で設置された優生保護相談所に係る規定が削除されたところであるが、母体保護の重要性にかんがみ、貴管下の保健所において、受胎調節の普及に努められるようお願いする。なお、詳細については、平成８年９月２５日厚生省児童家庭局長通知児発第８２７号「「受胎調節普及実施要領」並びに「同細目」について」を参照されたい。

第３　関係通知の一部改正に関する事項

優生保護法の一部を改正する法律（平成８年法律第１０５号）が平成８年９月２６日に施行されることに伴い、本職通知の一部を以下の通り改正する。

１　「家族計画特別普及事業実施要綱改定に伴う取扱について」（昭和３５年４月２１日児発第４８６号本職通知）の一部を次のように改正する。

制定文中「優生保護相談所」を「保健所」に改める。

３の（２）中「優生保護相談所、」を「保健所、市町村保健センター、」に改め、「母子衛生地域組織活動」を「母子保健地域組織活動」に改め、６中「優生保護相談所」を「保健所」に改める。

別紙の「実地指導報告票」中「優生保護相談所担当係員　㊞」を削る。

2　「家族計画新婚学級の実施について」（昭和３９年５月６日児発第４０５号本職通知）の一部を次のように改正する。

４を削り、５の（３）中「家族計画実施指導員」を「受胎調節実地指導員」に、「優生保護相談所（保健所）」を「保健所」に改め、５を４とし、６を５とする。

なお、母体保護法施行規則第８条に規定する標識等における「優生保護法指定医師」という表現は、今般の法改正に伴い、「母体保護法指定医師」に改められたので、標識等の修正等を進めていただくよう、日本医師会長及び日本母性保護産婦人科医会長に依頼済みであることを申し添える。

①－17

児発第８３３号
平成8年9月25日

社団法人　日本医師会長　殿

厚生省児童家庭局長

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

優生保護法の一部を改正する法律は、平成８年法律第１０５号をもって、平成８年６月２６日に公布され、平成８年９月２６日から施行される運びとなったところです。そのため、今般、下記の通知の廃止又は改正を行い、別添写しのとおり、各都道府県知事、政令市市長、中核市市長及び特別区区長宛通知いたしましたので、各都道府県医師会等への周知徹底を図られますよう、また事業の円滑な実施のためにご協力いただきますようお願いいたします。

記

１．優生保護法の施行について（昭和２８年６月１２日厚生省発衛第１５０号厚生事務次官通知）
２．家族計画特別普及事業の実施について（昭和３５年４月２０日厚生省発児第９７号厚生事務次官通知）
３．優生手術費交付金の国庫負担について（昭和５３年４月１０日厚生省発衛第７５号厚生事務次官通知）
４．「受胎調節普及実施要領」並びに「同細目」について（昭和２７年６月２７日衛発第５８５号厚生省公衆衛生局長通知）
５．家族計画特別普及事業実施要綱改正に伴う取扱について（昭和３５年４月２１日児発第４８６号厚生省児童局長通知）
６．家族計画新婚学級の実施について（昭和３９年５月６日児発第４０５号厚生省児童局長通知）
７．優生保護法第２５条の届出及び統計の実施について（昭和２７年７月２５日厚生省衛発第６６５号厚生省公衆衛生局長・大臣官房統計調査部長連名通知）
８．生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について（昭和２９年１１月１７日社発第９０４号厚生省社会局長・公衆衛生局長連名通知）

なお、母体保護法施行規則第８条に規定する標識等における「優生保護法指定医師」という表現は、今般の法改正に伴い、「母体保護法指定医師」に改められたので、標識等の修正等を進めていただくよう、各都道府県医師会等へのご指導をお願いいたします。

児発第８３２号
平成8年9月25日

社団法人　日本母性保護産婦人科医会長　殿

厚生省児童家庭局長

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

優生保護法の一部を改正する法律は、平成８年法律第１０５号をもって、平成８年６月２６日に公布され、平成８年９月２６日から施行される運びとなったところです。そのため、今般、下記の通知の廃止又は改正を行い、別添写しのとおり、各都道府県知事、政令市市長、中核市市長及び特別区区長宛通知いたしましたので、各都道府県支部等への周知徹底を図られますよう、また事業の円滑な実施のためにご協力いただきますようお願いいたします。

記

１．優生保護法の施行について（昭和２８年６月１２日厚生省発衛第１５０号厚生事務次官通知）
２．家族計画特別普及事業の実施について（昭和３５年４月２０日厚生省発児第９７号厚生事務次官通知）
３．優生手術費交付金の国庫負担について（昭和５３年４月１０日厚生省発衛第７５号厚生事務次官通知）
４．「受胎調節普及実施要領」並びに「同細目」について（昭和２７年６月２７日衛発第５８５号厚生省公衆衛生局長通知）
５．家族計画特別普及事業実施要綱改正に伴う取扱について（昭和３５年４月２１日児発第４８６号厚生省児童局長通知）
６．家族計画新婚学級の実施について（昭和３９年５月６日児発第４０５号厚生省児童局長通知）
７．優生保護法第２５条の届出及び統計の実施について（昭和２７年７月２５日厚生省衛発第６６５号厚生省公衆衛生局長・大臣官房統計調査部長連名通知）
８．生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について（昭和２９年１１月１７日社発第９０４号厚生省社会局長・公衆衛生局長連名通知）

なお、母体保護法施行規則第８条に規定する標識等における「優生保護法指定医師」という表現は、今般の法改正に伴い、「母体保護法指定医師」に改められたので、標識等の修正等を進めていただくよう、各都道府県支部等へのご指導をお願いいたします。

統発第２９３号
児発第８２９号
平成8年9月25日

各　都道府県知事
　　政令市市長
　　中核市市長
　　特別区区長　殿

厚生省大臣官房統計情報部長

厚生省児童家庭局長

母体保護法第２５条の届出及び統計の実施について

標記の件については、下記要領によって行われたく通知する。ついては、管下の社団法人日本母性保護産婦人科医会都道府県支部（以下、「日母支部」という。）に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。なお、本通知の実施に伴い、厚生省公衆衛生局長・大臣官房統計調査部長連名通知昭和２７年７月２５日衛発第６６５号「優生保護法第２５条の届出及び統計の実施について」は廃止する。

記

1　不妊手術

（1）保健所長は、母体保護法施行規則（以下「規則」という。）第２７条第１項による各月分の「不妊手術実施報告書」につき規則別記様式第十四号による「不妊手術及び人工妊娠中絶年報」を作成し、１月２０日までに、都道府県知事に提出するものとすること。この場合において、市又は区が設置する保健所にあっては、その市長又は区長を経由して行うものとすること。

（2）都道府県知事は、前号により提出された年報につき、同様式による年報を作成し、１月末日までに厚生大臣（統計情報部長宛）に提出するものとすること。

（3）前２号の年報の作成及び提出に関する事務は、保健統計の主管係において行われたいこと。

2　人工妊娠中絶

（1）人工妊娠中絶に関する届出については、この届出の規定が人口動態の把握に資するためにおかれた事情にかんがみ、特に届出の完全な履行をはかるため、日母支部に、医師の届出をとりまとめさせるよう便宜の処置を考慮したいので、次の要領により取り扱うこととされたいこと。ただし、日母支部が設置されていない場合又は日母支部の職員が極めて少数である場合その他この要領によりがたい事情があるときはこの限

りでないこと。

ア　日母支部は、各医師ごとの「人工妊娠中絶実施報告書」に受付番号を記し、かつ、それぞれ「人工妊娠中絶実施報告票」の欄外に、上記の受付番号を記した上、報告票を届出医師の住所地の保健所ごとに取りまとめ、送付書（届出医師の氏名及び報告票総枚数を記載）を添え翌月１０日までに、その保健所長に提出するものとすること。

イ　報告書は、便宜上、日母支部に保管させるものとすること。ただし、都道府県知事は、必要があるときは、当然これについて調査することができるものであること。

（２）「不妊手術及び人工妊娠中絶年報」は、同様式第十四号によるものとし、その作成及び提出その他に関する事務の処理については、不妊手術の場合に準ずるものとすること。

社援保第１８６号
児発第８３０号
平成８年９月２５日

各　都道府県知事
　　政令市市長
　　中核市市長
　　特別区区長　殿

厚生省社会・援護局長

厚生省児童家庭局長

生活保護法による医療扶助と母体保護法との関係について

標記の件については、今般その取扱に関する通知を下記の通り一括整理したから今後これによって処理されたい。なお、本通知の実施に伴い、厚生省社会局長・公衆衛生局長連名通知昭和２９年１１月１７日社発第９０４号「生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について」の「第一　生活保護法と優生保護法との関係について」を削る。

記

1　経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれの認定について

母体保護法第１４条第１項第１号に掲げる経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれの認定は、一切母体保護法による指定医師に委ねられているのであるが、疑わしいときは、指定医師が関係者から証明書又はこれに代わるべき事実を証する書面等を徴することは差し支えないとされているので、福祉事務所及び民生委員は、指定医師から右の証明書等を求められた場合にあっては、これに協力すること。

2　人工妊娠中絶手術に対する医療扶助の適用について

(1)　困窮のため人工妊娠中絶の手術の費用の全部又は一部を負担することができない者には、生活保護法の医療扶助が適用されること。

この場合において、医療扶助の要否及び程度の決定その他の手続等については、一般の取り扱いによって厳正に実施すること。

なお、この場合には、本人に交付する医療券に、母体保護法第１４条の規定による人工妊娠中絶の手術を行う旨を記載すること。

(2)　前記(1)の場合において医療扶助による人工妊娠中絶を担当する医師は、生活保護法による指定医療機関たる病院若しくは診療所に所属する医師又は指定医療機関として指定された医師であると同時に、母体保護法による指定医師であることを要すること。

(3)　なお、母体保護法第１４条第１項第１号に掲げる経済的理由により人工妊娠中絶を受けることのできる者の範囲と、手術について生活保護法による医療扶助が適用される者の範囲とは、必ずしも一致するものではないから、人工妊娠中絶手術を受けることのできる者の全部に直ちに医療扶助を適用することのないよう留意すること。

3　不妊手術に対する医療扶助の適用について

生活困窮者が母体保護法第３条の不妊手術を受けようとする場合の取り扱いは、前記２に準じて処理すること。